

入札説明書

国際協力機構のアフガニスタン国国立農業試験場再建計画プロジェクト向け機材調達にかかる入札公告に基づき入札等については、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

平成 21 年 9 月 17 日

2. 契約担当役

専務理事：井上 直聖

3. 担当部課

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39

赤坂 KSA ビル 3 階

社団法人 国際農林業協働協会

業務第二部 Tel：03-5772-7880

担当職員 近藤光、小林裕三

4. 調達機材、納入期限等

(1) 件名：アフガニスタン国国立農業試験場再建計画プロジェクト向け機材

(2) 納入品目、調達品目、仕様、数量等：機材仕様書の通り

(3) 納入期限：平成 21 年 12 月 15 日

5. 競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行する者を妨げた者

エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札代理人を使用する場合は (1) 及び (2) の規定に該当する者を入札代理

人として使用する者

- (4) 輸出実績を有する者
- (5) 国際協力機構から「契約競争参加資格者指名停止措置細則」に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び5号の各号に掲げる競争参加資格を有する事を証明するために、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお期限までに申請書を提出しない者および競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加できない。

ア 提出期限：

平成21年9月17日から10月6日の午後5時まで

イ 提出場所：

〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-39 赤坂KSAビル3階
社団法人 国際農林業協働協会
業務第二部 Tel：03-5772-7880

ウ 受付：

申請書の提出は、提出場所への持参又は郵送により行うこととし、電送による申請書は受け付けない（郵送による申請書はアの期日以内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に案件名を記入のこと。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が届かない場合の責任を負わない。）

- (2) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成21年10月9日までに通知する。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) 機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により、提出場所まで提出すること。

ア 提出期限：

平成21年9月15日から10月8日午後5時まで

イ 提出場所：

6（1）イに同じ。

ウ 受付：

書面の提出は、提出場所への持参、又は郵送により行うこととし、電送による

ものは受け付けない。(郵送による者はアの期日以内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に案件名を記入のこと。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が届かない場合の責任を負わない。)

(2) (1) の質問に対する解答書は、参加申請許可が出された者全てに郵送する。

8. 入札の辞退

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日までは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 12 時、午後 1 時から午後 5 時までとする。

(2) 入札を辞退する場合は、文書で連絡することとする。

(3) いったん辞退した場合は、その取り消しは認めない。

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：平成 21 年 10 月 14 日 (水) 午後 2 時 00 分

(2) 場所：

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂 KSA ビル 3 階
社団法人 国際農林業協働協会 会議室

(3) その他：

競争入札の参加にあたっては、本競争にかかる契約担当役 からの「競争参加資格通知書」の写しを持参のこと。持参しない場合、失格となる。

10. 入札方法等

(1) 立ち会い入札会を行う。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 別冊機材仕様書の全品目に対する価格の総価 (円) をもって入札金額とする。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 (消費税等) に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするが、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 (消費税等を除いた金額に相当する) の金額を入札書に記載すること。なお入札金額は、この入札説明書及び入札説明書に関する質問書への回答書の内容を全て反映した金額とする。

(4) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印をし、封入の上、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入すること。

ア 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印

(5) 入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできない。

(6) いったん提出された入札書は、引き替え、変更又は取り消すことはできない。

(7) 次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認めない。

ア 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ 誤字、脱字、汚れ等により、文字が不明瞭なもの。

ウ 入札件名が違っているもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他「入札説明書」に違反する者。

11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12. 入札の無効

5に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。

13. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、抽選により落札者を定めることとする。

(3) 開札の結果、入札者全ての入札金額が予定価格を超える場合には、再入札を行う。再入札を2回まで行っても落札者が無いときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行う。

14. 関連情報を入手するための窓口

3に同じ。

15. その他

(1) 入札参加者は、機材仕様書を熟読すること。

(2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

(3) 落札者と決定された者は、速やかに当協会と売買契約を締結しなければならない。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を作成し、3の窓口へ提出すること。7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることがある。(契約書の日付は、内訳書の確認及び当協会等の内部決済等が必要な関係から協会内の決済後となる場合がある。)

(4) 輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することもある。

- (5) 入札する機材は特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがある。
- (6) 受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分又は刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として、契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとする。また、発注者はこの場合、該当契約を解除することが可能とする。